

▲▼▲ 「ファミリーシップ制度」始まりました ▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

越谷市では令和3年4月から、双方またはどちらかが性的少数者であるお二人がパートナー関係にある旨の宣誓を受けたことを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入していますが、令和5年4月からは、パートナーシップ宣誓をされた方に子どもがいる場合、子どもを家族として登録できる「ファミリーシップ制度」がスタートしました。パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ制度とも法的な効力はないため、法の定めによる権利や義務などは生じませんが、当事者の方たちを行政が応援する意味合いで実施するものです。

令和5年5月1日現在、埼玉県内の54市町でパートナーシップ制度が導入され、うち越谷市を含む26市町でファミリーシップ制度を設けています。身近なところにごこうしたご家庭があるかもしれません。



▲▼▲ 知っておいてほしいこと ▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

性的少数者であることを打ち明けられた場合、どのようなことに配慮したらよいのでしょうか。

- ▶ 性的少数者の多くは、自分が当事者であることを周囲に知られないようにしています。まずはあなたを信頼して大事なことを伝えてくれたことに感謝を伝えましょう。
- ▶ 何をしたいか、困っていることは何か、相手の望んでいることを聞きましょう。
- ▶ 誰に伝えているのか、誰になら伝えてもいいのかを確認しましょう。支援に必要な場合であっても、本人の同意なく他の人に伝えることは「アウティング(秘密の暴露)」となり、時に命に係わることもあります。
- ▶ 当事者は特別扱いをしてほしいのではなく、自分らしくいられることを望んでいます。
- ▶ 自分の「普通」や「常識」が自分のモノサシで見た基準であることを意識しましょう。

▲▼▲ 相談機関のご案内 ▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

にじいろ県民相談(埼玉県 LGBTQ 県民相談)

【電話相談】0570-0220-282

【LINE相談】アカウント名:埼玉県_にじいろ県民相談

★毎週土曜日18時～22時(最終受付21時30分) ※年末年始除く



よりそいホットライン

一般社団法人
社会的包摂サポートセンター

【電話】0120-279-338 #4を押してください

【FAX】0120-773-776 電話による聞き取りが難しい方

★24時間 無休

埼玉弁護士会 LGBT 法律相談

【電話】048-861-0901

★毎月第1・第3水曜日(祝日・年末年始を除く)
10時～12時・13時～16時

当事者だけでなく、
家族や担任教師
などからも相談
できます

越谷市ではLGBTQのための交流スペース「にじいろひろば KOSHIGAYA」を実施しています。セクシュアリティについてお話ししたり、他の人の話を聞いたりできる場で、当事者だけでなく、そうかもしれないと感じている人、アライ(味方・支援者)も参加可能です。詳しくはHPをご覧ください。



当市 HP

令和5年度(2023年度)版
越谷市 教職員向け男女共同参画リーフレット

誰もが当事者 「性の多様性」と「SOGI」について



